

表題部所有者の登記をした旨のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項に規定する登記を行ったので、第16条の規定により、お知らせします。

令和6年4月25日 大津地方法務局東近江出張所 登記官 河井恒祐

記

- 1 手続番号 第1617-2022-0004号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
蒲生郡竜王町大字岡屋字十分川3498番1